



梅雨の季節を迎えたが、あじさいの花が咲き、蒸し暑さも吹き飛ばしてくれ、さわやかな気持ちになります。雨に濡れたあじさいもいいものですね。まだ暑さに慣れないで大変ですが、体調を崩さないように乗り切っていきましょう。

今回は医療費についてのご紹介いたします。



70歳以上75歳未満（現役並み所得者は除く）の高齢者の自己負担割合は、平成20年4月から2割になる予定でしたが、軽減特例措置により1割負担とされてきました。

しかし、2014年4月1日以降、70歳に達する被保険者等については2割負担が実施されることになりました。



2014年4月1日以降の窓口負担

1. 新たに70歳になる被保険者等から高齢受給者の2割負担が導入

① **2014年4月2日以降に70歳に達する被保険者**（誕生日が1944（昭和19）年4月2日以降の者）は、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、一部負担金等の割合が**2割**。

② **2014年4月1日までに70歳に達した被保険者等**（誕生日が1939（昭和14）年4月2日～1944（昭和19）年4月1日までの者。以下「特例措置対象被保険者等」という）は、**引き続き一部負担金等の割合は1割**。

※1944年4月1日が誕生日の被保険者等は、2014年4月1日に70歳に達するので、2014年4月1日以降も1割負担のまま。

2. 高齢受給者証の一部負担金割合の記載

① 2014年4月2日以降に70歳に達する者に高齢受給者証が発行される場合
一部負担金割合欄 ⇒ 「2割」

② 特例措置対象被保険者等の高齢受給者証を更新する場合
一部負担金割合欄 ⇒ 「2割（75歳到達まで特例措置により1割）」